

高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者で1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担額を合計し下表の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額は申請により高額介護合算療養費として払い戻されます。

該当する方には文書でお知らせしますので、お住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。

※次の方はお知らせできない場合がありますので、自己負担の限度額を参考にして、該当するかどうかご確認いただき、お住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。

- ・他の医療保険から後期高齢者医療に移られた方
- ・県外から転居をされた方
- ・同じ世帯でも、他の医療保険に加入している方との合算はできません

◎申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療資格確認書等及び介護保険の被保険者証
- ・口座がわかるもの

◆1年間の自己負担限度額

適 用 区 分		自己負担限度額 (年額：医療＋介護)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般Ⅰ・一般Ⅱ		56万円
区分 Ⅱ		31万円
区分 Ⅰ		19万円

※自己負担限度額は、毎年7月31日現在の区分を適用

※下記の場合は支給対象外となります

- ・世帯において後期高齢者医療または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合
- ・自己負担限度額を超えた額が500円に満たない場合

療養費

医療費などをいったん全額支払った場合、その費用を審査し、認められた分について、決定額から自己負担額を差し引いた額が払い戻されます。下表に該当する場合、お住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。

◎申請に必要なもの

- ・資格確認書等、口座がわかるもの
- ・必要書類は、下表の①～⑦により異なりますので、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

① 資格確認書を提示できなかったなどにより、やむをえない理由で医療費の全額を支払ったとき

② 骨折、脱臼などで、接骨院での施術を受けたとき

③ 医師が治療上必要と認め、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき(医師の同意書が必要です。)

④ 医師が治療上必要と認めた、コルセットなどの治療用装具を購入したとき

※靴型装具を購入した場合、申請の際に、装着した状態で靴の全体が分かる装具の写真の提出が必要です。

⑤ 医師が治療上必要と認めた、輸血のための生血代を負担したとき

⑥ 海外で急病やけがにより治療を受けたとき
(治療目的の渡航を除きます。)

⑦ 次のいずれにも該当すると認められた場合の移送費

1. 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
2. 患者が療養の原因である病気・けがにより移動が困難であること
3. 緊急その他やむを得ないこと

柔道整復(接骨院・整骨院等)の正しいかかり方

柔道整復(接骨院・整骨院等)にかかる場合には、医療保険を使えるときと、使えないときがあります。

接骨院や整骨院等にかかる場合には、次の点に注意してください。

医療保険を使えるとき

- ・医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及びねんざ等(いわゆる肉ばなれを含む)と診断または判断され、施術を受けたとき
※骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。
- ・骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

医療保険を使えないとき

- ・単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷
- ・保険医療機関(病院、診療所など)に入院中で同じ負傷等の治療中のもの

接骨院・整骨院等にかかる場合の注意点

◎負傷原因を正確にお伝えください。

いつ・どこで・何をして・どんな症状が伝えましょう。

◎施術が長期にわたる場合、医師に相談してください。

内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

※柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの治療内
※領収書は大事に保管してください。

はり・きゅう、あんま・マッサージの正しいかかり方

医療保険を使って、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるためには、**医師が治療上必要と認めた同意書または診断書を提出する必要があります。**

医療保険を使えるとき

はり・きゅうの場合

主として神経痛・リウマチ・頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の病名であって、慢性的な疼痛を主症とする疾患の施術を受けた場合

あんま・マッサージの場合

筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状

医療保険を使えないとき

- ・病院等で同じ疾患の治療を受けている間に施術を受けた場合（はり・きゅう）
- ・疲労やコリをとるなどの慰安目的や、疾病予防で施術を受けた場合

施術を受ける際の注意点

- ・医療保険を使うには、あらかじめ医師が治療上必要と認めた同意書か診断書が必要です。
- ・同意書の交付の際には、同意する疾病に係る医師の診察が必要となります。

容について、広域連合よりおたずねすることがあります。

葬祭費

被保険者がお亡くなりになったときは、葬祭を行った方に葬祭費として3万円が支給されます。お亡くなりになった被保険者がお住まいであった市町村の担当窓口へ申請してください。

◎申請ができる方

- ・ お亡くなりになった被保険者の葬祭を行った方

◎申請に必要なもの

- ・ 会葬礼状の写し、葬祭の領収書の写し、新聞の死亡広告の写し等、申請者が葬祭を行ったことがわかるもの
上記の書類がなく申請者が葬祭を行った方と同じ場合は埋（火）葬許可証の写しでもかまいません
- ・ その他、上記以外で葬祭を行ったことがわかるもの
（いずれも葬祭を行った方の氏名が記載されたもの）
- ・ 葬祭を行った方の口座がわかるもの
- ・ お亡くなりになった方の資格確認書等

